



## 用途地域の種類(比内地域)

### 第一種低層住居専用地域

低層(二階建て程度)住宅のための地域です。小規模なお店や事務所を兼ねた住宅、小規模な公共施設、小中学校、診療所などが建てられます。建ぺい率50% / 容積率80%

### 第一種住居地域

住居の環境を守るための地域です。延べ床面積3,000m<sup>2</sup>までの店舗・事務所・ホテルなどが建てられます。

建ぺい率60% / 容積率200%

### 準住居地域

沿道に自動車関連施設などの立地、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。10,000m<sup>2</sup>までの店舗・事務所・ホテルなどが建てられます。

建ぺい率60% / 容積率200%

### 近隣商業地域

近隣の住民が日用品の買物などをする地域です。延べ床面積規制は無く、ほとんどの商業施設・事務所などが建てられます。

建ぺい率80% / 容積率300%

### 準工業地域

主に軽工業の工場やサービス施設などが立地する地域です。危険性・環境悪化の恐れが大きい工場や石油コンビナートなどのほかは、ほとんど建てられます。

建ぺい率60% / 容積率200%

建ぺい率 / 敷地面積に対する  
建築面積の割合  
容積率 / 敷地面積に対する  
延べ床面積の割合



## 課税の対象となる区域

課税の対象となるのは、都市計画区域内の「用途地域」上の地図の着色部分)で、この区域に所在する土地及び家屋の所有者が納税義務者となります。

対象となる地域(小字名)

字扇田、上扇田、町尻、長岡、本道端、下川端、中島才川附、大谷地、新大堤下、山崎、倉下、下扇田、上川端、庚申、中道、中山川原、押切、上中島、新長岡、中谷地、大堤下、中扇田、白砂、町後、伊勢堂、南扇田、上庚申台、中島本道端、長岡下、長坂、小谷地

用途地域外は課税されません

## 納付は、固定資産税と合わせてお願いします

都市計画税の税率は0・15%で、土地や家屋の課税標準額に乘じて算出します。計算例は、前ページ上に示していますので、ご覧ください。

固定資産税の税率は1・4%で、従来と変わりありません。